

## 申請書の概要

令和3年12月3日に、三井化学株式会社（以下「申請者」という。(注)）から提出された中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める申請書の概要は以下のとおり。

(注) 高重合度ポリエチレンテレフタレートの本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は25パーセント超である。

### 1. 不当廉売された貨物の輸入が不当廉売関税の課税期間の満了後に再発するおそれ

(1) 中国産品の第三国への輸出価格は正常価格を下回っている。

(2) 中国の供給者は余剰生産能力を有しており、当該供給国内及び海外において、その追加的な供給を吸収できる市場は存在しない。

したがって、不当廉売関税の課税期間が満了した場合、不当廉売された貨物の輸入が再発するおそれがある。

### 2. 本邦の産業に与える実質的な損害の事実が不当廉売関税の課税期間の満了後に再発するおそれ

(1) 中国産品が第三国への輸出価格と同一価格で本邦に輸入された場合、当該価格は国産品の国内販売価格を下回っている。

(2) 不当廉売関税の課税後も、本邦産業は、原材料費の上昇分を国内販売価格に十分に転嫁できていないことに加え、その販売数量及び営業利益は、それぞれ令和元年度以降及び平成三十九年度以降減少を続けている等、依然として脆弱な状態である。

したがって、不当廉売関税の課税期間が満了した場合、不当廉売された貨物の輸入により本邦の産業に与える実質的な損害の事実が再発するおそれがある。

### 3. 以上のことから、中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して不当廉売関税の課税期間の延長を求める。

(以上)